

合併処理浄化槽への転換費用を補助しています

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

住宅に設置されている単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換を行う場合、補助金を交付します。合併処理浄化槽に転換することで、放流水の水質改善を図り、快適な生活環境をつくりましょう。

【対象区域】 下水道事業区域(渡瀬・元原の一部、熊野堂の一部)以外の地域

【補助基数】 10基(先着順)

【補助金額】

	5人槽	7人槽	10人槽
設置補助金	332,000円	414,000円	548,000円
配管費	64,000円		
撤去・処分費	60,000円		

【注意点】

- 補助対象は、販売や賃貸目的ではない専用住宅または店舗併用住宅(居住部分が2分の1以上)で、10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合があります。
- 補助対象となる浄化槽は、**高度処理型**で**かつ環境配慮型**の性能要件を満たす浄化槽に限ります。
- 新築、増改築(建築確認申請を必要とする)に伴い設置した場合は、補助の対象にはなりません。
- 工事費が上記の金額を下回る場合は、実際に要した工事費用が補助金額になります。
- 工事がすでに着工または完了しているものは対象になりません。
- 10基に満たない場合でも、予算に達し次第受付は終了となります。

神川町ゼロカーボンシティ推進パートナーの募集について

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

地球温暖化を防止するため、神川町ゼロカーボンシティの実現に向けて取り組んでいただける企業・その他団体等の方を神川町ゼロカーボンシティ推進パートナーとして認定します。町と一緒にゼロカーボンシティに向けた取り組みを進めていきませんか。

【対象区域】 以下に掲げる全ての条件を満たす事業者等の方

- ① 町内に工場、店舗、事業所その他の施設を有すること
- ② 神川町暴力団排除条例(平成24年神川町条例第16号)第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員およびこれらと密接な関係を有するものでないこと
- ③ 特定の政治、思想、宗教等の啓発を本制度参加の目的としていないこと
- ④ 法令違反その他認定するにふさわしくない事実がないこと

【認定要件】

神川町ゼロカーボンシティの達成に貢献する取り組みを率先的に実施し、または1年以内に実施する予定であること

【推進パートナーになると…】

- 推進パートナー認定証を交付するとともに、町ホームページ上で周知されます。
- 町ホームページへの掲載等により、推進パートナーの取組事例が周知されます。

【その他】

申請用紙の入手やその他制度の詳細については、町ホームページや防災環境課でご確認ください。



町ホームページ

心身障害者の軽自動車税(種別割)減免制度について

問合せ 税務課 資産税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

次の表に該当する心身障害者が要件を満たした場合、通勤・通学や通院等のために使用する軽自動車(障害者1人につき1台に限る)の減免を受けることができます。

【申請期限】

5月31日(金)まで ※毎年度申請が必要です。

【要件】 次のいずれかに該当する場合

- 車両の所有者もしくは運転者が該当者本人または、該当者と同一生計の方
- 該当者のみで構成される世帯が所有する車両で該当者を常時介護する方

【申請場所】 税務課

【持ち物】

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳と自立支援医療受給者証 ※原本
 - ② 運転者の運転免許証
 - ③ 納税通知書
- ※その他、必要な書類が生じる場合があります。
※普通自動車が減免されている方は対象外です。

【減免の対象となる障害の区分および級】

手帳の種類および障害の区分		減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級、3級
	体幹	1級から3級、5級
	聴覚	2級、3級
	視覚	1級から3級までおよび4級の1(4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1)
	音声または言語機能	3級(こう頭が摘出された場合に限り)
	平衡感覚	3級
	上肢	1級、2級
	下肢	1級から6級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(上肢)	1級、2級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能(移動)	1級から6級まで
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで	
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じます	
療育手帳	ⒶまたはA	
精神障害者福祉保健手帳	1級で、かつ精神通院医療を受けている方	

※障害名が「左半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの級(上肢〇級、下肢〇級など)を確認します。